

お知らせ 新型コロナウイルス感染症とワクチン接種

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」に移行されます

厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを、5月8日から「5類感染症」に変更するとの方針が発表されています(4月20日現在)。

「5類感染症」に変更された場合、新型コロナウイルス感染症対策は、現在の「法律に基づき行政がさまざまな要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆さまの自主的な取組をベースとしたもの」に変更されます。

本市においても、市庁舎や市所管施設などの利用時における感染対策について、政府の方針を踏まえ変更することとしています。変更後の対応方針は市ホームページなどでお知らせします。

【政府の方針】

- ①「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」などの基本的感染対策は、マスク着用の取り扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とします。
- ②政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組みます。政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行います。

新型コロナワクチン接種

掲載内容は4月20日現在のものですので、状況により変更となる場合があります。最新情報は市ホームページでご確認ください。



令和5年春開始接種(5月8日開始)

●接種方針

接種対象	初回接種(1・2回目接種)を終了した次の方 ・高齢者(65歳以上) ・基礎疾患を有する方(5～64歳)※1 ・その他重症化リスクが高いと医師が認める方 ・医療機関、高齢者施設、障害者施設などの従事者
接種回数	一人1回
接種間隔	最後の接種から3カ月以上
使用するワクチン	オミクロン株対応2価ワクチン

※1 基礎疾患を有する方の範囲

5歳以上18歳未満の方の場合	18歳以上の方の場合
次の病気や状態の方で、通院または入院している方 1 慢性呼吸器疾患 2 慢性心疾患 3 慢性腎疾患 4 神経疾患・神経筋疾患 5 血液疾患 6 糖尿病・代謝性疾患 7 悪性腫瘍 8 関節リウマチ・膠原病 9 内分泌疾患 10 消化器疾患・肝疾患など 11 染色体異常 12 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態 13 その他の小児領域の疾患など(高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害)	1 次の病気や状態の方で、通院または入院している方 ① 慢性の呼吸器の病気 ② 慢性の心臓病(高血圧を含む) ③ 慢性の腎臓病 ④ 慢性の肝臓病(肝硬変など) ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ⑥ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く) ⑦ 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む) ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など) ⑪ 染色体異常 ⑫ 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態) ⑬ 睡眠時無呼吸症候群 ⑭ 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している(※2)、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合) 2 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方 (BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)) ※2 精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、通院または入院していない場合も、基礎疾患のある方に該当します。

●接種券

(1) 接種券を送付する方(未使用の接種券をお持ちの方は、そちらをご利用ください)

- ▶対象 65歳以上で令和4年9月26日以降にオミクロン株対応2価ワクチンを接種した方
- 65歳未満の基礎疾患を有する方で、過去に「優先接種の申し出」または「接種券発行申請」をした方

(2) 接種券の発行申請が必要な方

- ▶対象 5歳以上65歳未満の基礎疾患を有する方で、過去に基礎疾患を理由として「優先接種の申し出」または「接種券発行申請」をしていない方
- 5歳以上65歳未満の「その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方」
- 医療機関、高齢者施設、障害者施設などの従事者
- 紛失、破損された方
- 予診のみで接種券を使用した方
- ▶申請時期 前回の接種から概ね3カ月経過するころ
- ▶必要書類 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、在留カードなど)
- 前回の接種済証、接種記録書または接種証明書

▶申請方法

【窓口申請】健康づくり課(保健センター内)にて「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)」に必要事項を記入の上、必要書類をご提示ください。

【郵送申請】「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、必要書類(写し)を同封し、健康づくり課(保健センター内)へ郵送してください。

〈郵送先〉〒361-0023 行田市長野2-3-17 行田市健康づくり課新型コロナワクチン担当宛

【電子申請】「行田市電子申請・届出サービス」から、手順に従って申請してください。

5～11歳(小児)の令和4年秋開始接種

●接種方針

接種期間	8月31日まで
接種対象	初回接種を完了した5～11歳の方で、5月7日までに令和4年秋開始接種を受けていない方
接種回数	1回
使用するワクチン	ファイザー社(5～11歳用)オミクロン株対応2価ワクチン

●接種券の発送

前回の接種から3カ月経過するころ、市から発送します。

初回接種

対象年齢ごとに実施しています。詳細は市ホームページをご確認ください。

接種対象	生後6カ月～4歳	5歳～11歳	12歳以上
接種回数	3回	2回	2回
接種間隔	【2回目】1回目から3週間後 【3回目】2回目から8週間後	【2回目】1回目から3週間後	【2回目】1回目から3週間後
使用するワクチン	ファイザー製1価ワクチン (6カ月～4歳用)	ファイザー製1価ワクチン (5歳～11歳用)	ファイザー製1価ワクチン (12歳以上用)



接種会場

接種券などに同封されているチラシや市ホームページでご確認ください。

▶注意

- ・「直接連絡」となっている場合を除き、医療機関への問い合わせはご遠慮ください。
- ・基礎疾患を有する方は、市外のかかりつけ医で接種できる場合がありますので、市外のかかりつけ医に問い合わせてください。

予約方法

予約システムを通じた予約方法は、①LINE、②インターネット、③電話(番号は、接種券などに同封されているチラシでご確認ください)のいずれかとなります。詳しくは、市ホームページや接種券などに同封されているチラシでご確認ください。

問い合わせ

●接種時期・場所、接種券について

行田市新型コロナワクチン接種
コールセンター(相談センター)

☎556-1115

受付時間: 午前9時～午後5時

(土・日曜日、祝日も実施)

▶問い合わせ 健康づくり課☎553-0053

●ワクチン接種後の副反応について

埼玉県新型コロナワクチン接種の
専門相談窓口

☎0570-033-226(ナビダイヤル)

受付時間: 24時間対応

(土・日曜日、祝日も実施)

●その他、ワクチン接種について

厚生労働省新型コロナワクチン
コールセンター

☎0120-761770(フリーダイヤル)

受付時間: 午前9時～午後9時

(土・日曜日、祝日も実施)